

第6章 調査計画書についての知事の意見

第6章 調査計画書についての知事の意見

「(仮称)越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地地区画整理事業環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」に関し、埼玉県環境影響評価条例第8条第1項の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

(仮称)越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地地区画整理事業については、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1. 事業計画について

事業計画は、計画地周辺の田園環境と調和した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。

2. 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

計画地内の利用区分を設定し、立地予定企業の事業内容を把握した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 悪臭

計画地内の住宅ゾーンにおける産業ゾーンからの影響を評価するため、産業ゾーンの南側に調査地点を追加すること。

(3) 水質

事業実施後の上第二大場川及び調整池の水質について、予測及び評価を行うこと。

(4) 動物

保全すべき種については、定量的な調査、予測及び評価を行うこと。

3. 環境保全措置について

(1) 悪臭、水質

予測の結果、上第二大場川及び調整池において悪臭が発生し住環境への影響の恐れがある場合、水質保全措置を講ずること。

(2) 水象

透水性舗装等を導入し、地下水涵養に配慮すること。

(3) 地盤

地域特性を勘案の上、液状化や地盤沈下等の防止に配慮すること。

(4) 動物、植物、生態系

公園、緑地計画については、動物及び植物の調査結果を踏まえ、生息地の創出を行うこと。また、生息地の設計にあたっては機能の他、景観面からも検討を加えること。